

伊賀市告示第 193 号

プロポーザル方式による伊賀市民多目的広場用地借受者公募審査委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年8月1日

伊賀市長 岡 本 栄

プロポーザル方式による伊賀市民多目的広場用地借受者公募審査委員会設置要綱を
廃止する告示

プロポーザル方式による伊賀市民多目的広場用地借受者公募審査委員会設置要綱(平成30年伊賀市告示第215号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

伊賀市告示第 194 号

伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 152 号）第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊賀市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり告示する。

令和 4 年 8 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

令和4年度
伊賀市一般廃棄物処理実施計画

伊賀市

<目 次>

I 総則

- 1 計画の目的 1
- 2 計画区域 1
- 3 計画実施期間 1

II 一般廃棄物処理実施計画

- 1 一般廃棄物の種類及び分別の区分 2
 - (1) ごみ
 - (2) 市で収集・処理できないもの
- 2 収集方法及び処分方法 4
 - (1) ごみ
 - (2) し尿
- 3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（伊賀市全体） 6
 - (1) ごみ
 - (2) し尿
- 4 一般廃棄物排出抑制のための施策 7
 - (1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）
 - (2) 生ごみ処理容器購入費の補助
- 5 一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要 7
 - (1) ごみ
 - (2) し尿及び浄化槽汚泥
- 6 一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる
委託業者及び許可業者 8
 - (1) ごみ
 - (2) し尿・汚泥及び浄化槽清掃

I 総則

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する基本計画の実施のために必要な令和 4 年度の計画及び事業を定め、一般廃棄物の減量化及び適切かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

2 計画区域

伊賀市全域

[人口：87,794 人 世帯数：40,275 世帯（令和 4 年 3 月末時点）]

3 計画実施期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

Ⅱ 一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

【伊賀北部】(上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内)

種 類		ごみの種類	
燃えるもの	可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず(ティッシュ、カーボン紙、写真など)、草・落ち葉、汚れの落ちないラップ類・容器等、アルミ箔、おむつ、下着類など	
	硬プラ・革製品類	バケツ、洗面器、CD、靴、かばん、ゴムホース、カーペット、布団、毛布、ぬいぐるみ、枝木類、トロ箱、汚れの落ちないボトル類など	
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック類	[[プラ]マークのあるもの] カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	
	びん類	無色透明	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん
		有色	
	金属類	小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類、傘、スチール缶、ホットカーペットなど	
	ペットボトル	[[PET1]マークのあるもの] 飲料用容器、特定調味料の容器	
	アルミ缶	[[アルミ]マークのあるもの] 飲料用の缶	
	埋立ごみ	危険物(カセットボンベ、スプレー缶、ライター)、テープ類(ビデオテープ、カセットテープ)、ガラス・せともの・乾電池類、その他(カイロ、割れたびん、汚れたびんなど)	
	廃食用油	植物性食用油	
	紙・布類	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他(紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど) 衣類(シャツ、セーター、ズボン、スカートなど)、古布類(シーツ、タオルなど)	
水銀使用廃製品(*1)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管		
粗大ごみ	タンス、机、ソファ、ベッド、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		

*1：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光管の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

種 類		ごみの種類	
燃やすごみ		生ごみ、再生できない紙くず、草・生花、植木の枝・木切れ、汚れのあるプラスチック製ボトル・チューブ類、ぬいぐるみ、靴下・帽子・クッション・枕、靴・かばん類、小さな木製品・保冷剤・カイロなど	
燃やさないごみ		プラスチック製品類（バケツ、洗面器、CDなど）、ガラス・せともの類、その他（刃物など）	
容器包装プラスチック類		[[プラ]マークのあるもの] カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ袋・ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	
ライター		ライター	
粗大ごみ		タンス、机、ソファ、ベッド、ふとん、毛布、マットレス、じゅうたん、ストーブ、ファンヒーター、こたつ、扇風機、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	
資 源	びん類	無色透明	飲料用のびん、飲食料品用のびん、調味料のびん
		茶色	
		その他の色	
	缶類		アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
	ペットボトル		[[PET1]マークのあるもの] 飲料用容器、特定調味料の容器
	使用済小型家電製品		アイロン、電気ポット、炊飯器、携帯電話などの小型電化製品、電動のおもちゃ、電源コード類など。
	廃食用油		植物性食用油
	体温計・温度計・蛍光管 電球		水銀式体温計・温度計、蛍光管、電球
	乾電池類		乾電池類
	金属類		鍋、釜、やかん、フライパン、スプーン、フォーク、小型の金属製品など
古紙・古布類		新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど 布類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど）、	

(2) 市で収集・処理できないもの

分類・区分	品 目
家電リサイクル法対象商品 (*1)	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パソコン (青山支所管内のみ)	デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRT ディスプレイ 液晶ディスプレイ
処理危険物	消火器、ガスボンベ（プロパン用）、農薬類、劇薬類、 感染性廃棄物（使用済注射針など）
処理困難物	温水器、浄化槽、浴槽、太陽熱ヒーター、ピアノ、ドラム缶 鉄筋、バッテリー、タイヤ、廃油（灯油・オイルなど） 塗料（ペンキなど）

*1：青山支所管内のみ事前予約による戸別収集を実施。（別途、リサイクル料金と収集運搬料金が必要）

2 収集方法及び処分方法

(1) ごみ

【伊賀北部】（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）

	種 類	収集形態	収集回数	処分方法
燃えるもの	可燃ごみ	委託業者	週2回	市内民間施設において焼却処理
	硬プラ・革製品類	委託業者	月1回	市内民間施設において焼却処理
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック類	委託業者	週1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	びん類	委託業者	月1回	回収選別後、容リ協会へ再生委託
	金属類	委託業者	月1回	破碎処理後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月1回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	アルミ缶	委託業者	月1回	圧縮成形後、民間業者へ再生委託
	埋立ごみ ①危険物 ②テ-フ類、ガラス・せとも の乾電池類、その他	委託業者	年6回	①破碎処理後、民間業者へ再生委託 ②埋立処分委託
	廃食用油	委託業者	年4回	回収後、民間業者へ再生委託
	紙・布類	委託業者	月1回	回収後、民間業者へ再生委託
	使用済小型家電製品	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
	水銀使用廃製品(*1)	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
粗大ごみ	直営	随時	民間業者へ再生委託	

*1：平成28年4月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成29年6月から蛍光管の拠点収集を開始。

【伊賀南部】（青山支所管内）

種 類	収集形態	収集回数	処分方法	
燃やすごみ	委託業者	週 2 回	焼却処理	
燃やさないごみ	直営・委託	月 1 回	破碎処理後、焼却または埋立処理	
容器包装プラスチック類	直営・委託	週 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託	
ライター	委託業者	月 1 回	破碎処理後、焼却または埋立処理	
粗大ごみ	直営	随時	破碎処理後、焼却または埋立処理並びに売却	
資 源	びん類	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	缶類	委託業者	月 1 回	圧縮破碎後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	使用済小型家電製品	委託業者 直営	月 1 回 随時	回収後、民間業者へ再生委託
	廃食用油	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	体温計・温度計 蛍光管・電球	委託業者	年 4 回	破碎後、民間業者へ再生委託
	乾電池類	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	金属類	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	古紙・古布類 (*1)	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託

*1：桐ヶ丘地区は独自回収を実施。

(2) し尿

種 類	収集形態	区域	収集回数	処分方法
し尿	直営	上野支所管内 (一部地域を除く)	月 1 回 随時	施設処理 伊賀市浄化センター
	許可業者	伊賀市全域	随時	
浄化槽汚泥	許可業者	伊賀市全域	随時	施設処理 伊賀市浄化センター

3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（伊賀市全体）

（1）ごみ

（t/年）

内訳	発生量見込み				処理見込み		
	収集総量	直営・委託	許可	直接搬入	焼却	埋立	資源化
可燃ごみ	21,209	14,703	5,317	1,189	21,209	0	0
不燃ごみ	635	379	56	200	147	488	0
粗大ごみ	367	252	4	111	367	0	0
金属ごみ	815	466	82	267	0	516	299
資源ごみ（びん）	511	429	75	7	0	55	456
資源ごみ（紙・布）	1,216	1,216	0	0	0	0	1,216
ペットボトル	106	106	0	0	0	0	106
容器包装プラスチック	562	562	0	0	0	0	562
廃食用油	11	11	0	0	0	0	11
小型家電	15	15	0	0	0	0	0
その他資源ごみ	19	19	0	0	0	0	19
合計	25,466	18,158	5,534	1,774	21,723	1,059	2,669

（2）し尿

（kℓ/年）

種類	排出量見込み	収集形態別計画収集量		
		収集総量	直営	許可
浄化槽汚泥	54,827	54,827	0	54,827
し尿	7,665	7,665	2,179	5,486
合計	62,492	62,492	2,179	60,313

【し尿処理人口の内訳】

（人）

人口(*1)	非水洗化人口内訳			水洗化人口内訳			
	計画収集人口	自家処理人口	計	公共下水道人口	農業集落排水人口	浄化槽人口	計
87,794	19,377	0	19,377	14,373	13,947	40,097	68,417

*1：人口は令和4年3月末時点の数値。

4 一般廃棄物排出抑制のための施策

(1) 資源再利用物回収奨励金の交付（集団回収事業）

内 容	児童福祉法による児童及び PTA 等の学校教育関係の団体並びに障害者基本法による団体のうち、事前に登録した団体に対し、対象となる資源ごみを回収した場合に、回収量 1 kg につき 3 円の奨励金を交付する。
対象となる資源ごみ	古紙類・古布類
資源化予定量	190 トン

(2) 生ごみ処理容器購入費の補助

内 容	生ごみ処理機（電動型）及びコンポスト容器購入者に対する補助。 ・電動型……1世帯1基まで、購入費の1/3で上限20,000円。 ・コンポスト型……1世帯2基まで、購入費の1/3で上限3,000円。
-----	--

(3) 市広報及びケーブルテレビ等による市民への資源化・減量化の啓発。

(4) 住民自治協議会、自治会等の団体に対する資源化・減量化の協力依頼。

(5) 伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会による「ごみ減量・再資源化」の検討と啓発活動の促進。

5 一般廃棄物中間処理施設及び最終処分場の概要

(1) ごみ

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内】

施設名称	所在地	型式	処理能力
さくらリサイクルセンター (ごみ中継施設)	伊賀市治田 3547-13	中継施設	—
さくらリサイクルセンター (資源化ごみ処理施設)	伊賀市治田 3547-13	二軸低速回転式破碎機 剪断高速回転式破碎機 選別圧縮梱包機	17.3t/5h
不燃物処理場	伊賀市西高倉 4631	安定型埋立処分場	18,678 m ³

【青山支所管内】（名張市との一部事務組合「伊賀南部環境衛生組合」の施設）

施設名称	所在地	型式	処理能力
伊賀南部クリーンセンター （ごみ焼却施設）	伊賀市奥鹿野 1990	流動床式ガス化溶融炉	95t/日
伊賀南部クリーンセンター （破碎選別圧縮施設）	伊賀市奥鹿野 1990	二軸高速回転式破碎機 剪断式破碎機 選別圧縮梱包機	45.5t/日

（２）し尿及び浄化槽汚泥

【上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田・青山支所管内】

施設名称	所在地	型式	処理能力
伊賀市浄化センター	伊賀市長田 4617	膜分離高負荷脱窒素処理方式	170kl/日

6 一般廃棄物の収集・運搬、処理及び浄化槽清掃にかかる委託業者及び許可業者

（１）ごみ

①収集運搬委託業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項

業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208	上野
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田 7088	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
株式会社ビルトコーポレーション	伊賀市久米町 548-5	上野・大山田
上野再生資源協同組合	伊賀市西明寺 2301	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
伊賀南部一般廃棄物処理 協同組合	名張市南町 822-2	青山
エイチエムリユース有限会 社	名張市東田原 601-29	青山

②収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項

業者名	所在地	事業区域	摘要
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208	上野・伊賀・島ヶ原・阿山	ごみ
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田 7088	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田	ごみ
株式会社ビルドコーポレーション	伊賀市久米町 548-5	上野・伊賀・阿山・大山田	ごみ
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出 523	市内	ごみ 24 事業所(上野、伊賀、島ヶ原、阿山、大山田)、自社・グループ会社従業員の家庭系粗大ごみ、ごみ(青山)
株式会社 NANBU	檀原市五井町 187-2	上野・青山	ごみ
有限会社マルトモ産業	伊賀市阿保 1828-10	青山	ごみ
三重ケイ・アス環境株式会社	伊賀市上野万町 2222-2	上野・伊賀・阿山	14 事業所の木くず及び廃家電
株式会社エコ・サービス 21	名張市鴻之台一番町 48-1	青山	ごみ
株式会社美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195-1	市内 1 事業所	実験用動物の死体及び付随する糞、マット
株式会社富士環境開発	檀原市四条町 20-10	青山	ごみ
株式会社伊賀林業	伊賀市大内 514-1	市内	木、草
三重中央開発株式会社	伊賀市予野 4713	市内	食品残さ、木くず、畳くず等、罹災・災害廃棄物、動物の死体(市内全域) 家電(上野支所花垣地区) ごみ(市内全域) ※ただし、上野支所管内、島ヶ原支所管内、大山田支所管内について自社に搬入処理をするものに限る。
有限会社クレンテック名張	名張市下比奈知 1476-1	青山	ごみ
株式会社グリーンワークス	伊賀市炊村 1187-17	市内	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類
株式会社サイセイ	伊賀市柘植町 5038	市内	がれき類、ガラスくず等
株式会社タカミ	伊賀市西明寺 2301	市内	廃家電
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺 485-2	市内	草、木、枝、葉、竹及び生ごみ
株式会社向陽	津市森町 1922-1	市内 1 事業所	ごみ
摂津商事株式会社	伊賀市上野万町 2342	上野・伊賀	ごみ(上野)、紙・布(伊賀)

業者名	所在地	事業区域	摘要
日本資環株式会社	五條市西吉野町夜中 391-2	青山	紙おむつ、脱脂綿、包帯などに 限る。特管一廃(感染性)を除 く。
有限会社アルシ-コンサルタント	伊賀市白樫 2133-3	市内	廃プラ類、廃発泡スチロール、 木くず、金属くず、紙くず、織 維くず

③処分業許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項

事業者名	住所	事業区域	受入区分等
エヌアイエ株式会社	伊賀市大野木 2178-1	市内	蛍光管の破碎処理
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出 523	市内	草、木、剪定枝、生ごみ等の破 碎及び堆肥化
株式会社ヤマゼン	伊賀市治田 2441-1	市内	選別、圧縮、混練造粒、破碎、 RPF化及び埋立
キンキ・パートナーズ株式会社	奈良市奈良阪町 2250-3	島ヶ原	OA機器、電気機器製品の破碎 処理
株式会社イガ再資源	伊賀市西之澤 1384-6	市内	動植物性残さの飼料化
株式会社伊賀林業	伊賀市大内 514-1	市内	木、草の破碎処理(チップ化)
三重中央開発株式会社	伊賀市予野 4713	市内	焼却、破碎、選別、乾燥、焙焼、 炭化、熔融、RPF、混練造粒及 び埋立、肥料化
株式会社グリーンワークス	伊賀市炊村 1187-17	市内	廃プラスチック類、紙類、木く ず類、繊維類、ゴム類、金属類、 ガラス陶磁器類、がれき類の破 碎、選別、圧縮処理
株式会社サイセイ	伊賀市柘植町 5038	市内	がれき類、ガラスくず等、廃プ ラチック類、ガラスくず等の 破碎、選別処理
株式会社タカミ	伊賀市西明寺 2301	市内	廃プラスチック類、木くず、ガ ラスくず、金属くずの破碎、圧 縮処理
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺 485-2	市内	草、木、枝、葉、竹、籾殻及び 生ごみの破碎、堆肥化、生ごみ のメタン発酵
日本資環株式会社	五條市西吉野町夜中 391-2	青山	事業所からの紙、紙おむつ、木 くず、草、繊維くず、古布など の滅菌乾燥、焼却処理。特管一 廃(感染性)を除く。
有限会社アルシーコンサルタント	伊賀市白樫 2133-3	市内	廃プラスチック類、廃発泡スチ ロール、金属くずの破碎、圧縮 梱包、熔融処理

(2) し尿・汚泥及び浄化槽清掃

①収集運搬許可業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項

②浄化槽清掃許可業者：浄化槽法第35条第1項

業者名	所在地	事業区域
有限会社上野清掃社	伊賀市沖 208	上野・伊賀・島ヶ原・阿山
有限会社白鳳清掃	伊賀市猪田 7088	上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田
株式会社ビルトコ・ホレーション	伊賀市久米町 548-5	上野・伊賀・阿山・大山田
名張環境事業協業組合	名張市西田原 2176-36	青山

伊賀市告示第 195 号

伊賀市自転車等駐輪場条例（平成 16 年伊賀市条例第 158 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているもので、同条例第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

- ①令和 4 年 7 月 26 日
- ②令和 4 年 7 月 27 日
- ③令和 4 年 7 月 28 日
- ④令和 4 年 7 月 29 日

2 撤去場所及び台数

- ①伊賀上野駅駐輪場、上野丸之内駐輪場 計 12 台
- ②桑町駅駐輪場 計 1 台
- ③伊賀神戸駅駐輪場、青山町駅前自転車等駐輪場 計 2 台
- ④伊賀上野駅駐輪場 計 3 台

3 撤去の理由

伊賀市自転車等駐輪場において、自転車等の放置により、良好な環境が阻害されると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項の連絡先へ次のものを持参する。

- (1) 自転車等の鍵、自転車等を特定できるもの
- (2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL：0595-22-9663

伊賀市告示第 196 号

伊賀市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 159 号）第 11 条第 2 項の規定により次のとおり放置自転車等を撤去し、保管しているので、同条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 撤去年月日

①令和 4 年 7 月 26 日

②令和 4 年 7 月 27 日

2 撤去場所及び台数

① J R 佐那具駅 計 2 台

② 市部駅、猪田道駅、四十九駅、茅町駅、広小路駅、西大手駅 計 11 台

3 撤去の理由

駅前広場その他公共の用に供する場所において、自転車等の放置により、良好な環境が阻害されると認めるため

4 保管場所 伊賀市自転車保管庫

5 保管期間 告示の日から 2 か月間

6 返却を受ける方法

毎週月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間に、次項の連絡先へ次のものを持参する。

(1) 自転車等の鍵、自転車等を特定できるもの

(2) 本人確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）

7 連絡先 企画振興部交通政策課 TEL : 0 5 9 5 - 2 2 - 9 6 6 3

伊賀市告示第 197 号

令和 4 年第 4 回伊賀市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 9 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 4 年 8 月 16 日（火） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 令和 4 年度伊賀市一般会計補正予算（第 5 号）
 - (2) 令和 4 年度伊賀市水道事業会計補正予算（第 1 号）

伊賀市告示第 198 号

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月10日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱（平成 27 年伊賀市告示第 165 号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第6条第1項中「30 人以内」を削り、同条第2項中「相談員の」を「相談員は、30 人以内とし、その」に、「半数程度を女性」を「男女それぞれに偏りが無いよう努めるもの」に改める。

第7条第1項中「相談又は」を「ハラスメントに関する相談又は」に改め、「記録する」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「規定により記録した」を、「速やかに」の次に「次条第1項に規定する」を加え、「人事課長は、担当職員、保健師及び相談員の協力のもと速やかに次に掲げる措置を講ずる」を「ハラスメント対策事務局が講じる措置に協力するものとする」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「認めた」を「認める」に改める。

第8条第2項中「ハラスメント対策事務局」を「事務局」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 事務局は、相談員から前条第2項の規定による報告を受けたときは、速やかに次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事実関係の調査及び確認を行い、問題の解決を図ること。
- (2) 問題の解決を図ることが困難と認めるときは、次条第1項に規定するハラスメント対策委員会にその対応を依頼すること。

第8条第1項中「ハラスメント対策事務局」を「事務局」に、「組織し、前条第2項に規定する対応を行う」を「組織する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として

次の1項を加える。

市長は、相談員に関する事務を統括し、ハラスメントに関する相談等に対し適切に対応するため、ハラスメント対策事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

第9条第1項中「相談等」の次に「でその解決を図ることが困難な事案」を加え、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げる者のほか、市長」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第4項中「行う」の次に「ものとする」を加え、同条第5項中「報告する」の次に「ものとする」を加える。

第10条中「により」を「による」に、「当該」を「その」に改め、「講ずる」の次に「ものとする」を加える。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月10日から施行する。

伊賀市告示第 199 号

伊賀市低入札価格調査試行要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 8 月 19 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低入札価格調査試行要領の一部を改正する告示

伊賀市低入札価格調査試行要領（平成 28 年伊賀市告示第 155 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「0.65」を「0.75」に、「0.907」を「0.92」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 200 号

令和 4 年度伊賀市職員選考採用募集要項を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 22 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

令和4年度

伊賀市職員選考採用募集要項

(作業療法士 募集)

令和 4 年度
伊賀市職員選考採用募集要項

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
作業療法士	作業療法士免許を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人	昭和 48 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を持たない外国籍の人。なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職にはつけません。

◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【選考試験】

- ・日 時 令和 4 年 10 月 7 日（金）
時間等は応募された方に後日お知らせします。
- ・会 場 伊賀市立上野総合市民病院
- ・内 容 作文試験、面接試験

【提出書類】

- ・令和 4 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書 1 通
募集要項及び申込書は、病院総務課に備え付けています。
また、伊賀市立上野総合市民病院ホームページ (<https://www.cgh-iga.jp>) からダウンロードできます。また、伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/>) からアクセスできます。

【受付期間】

令和 4 年 8 月 22 日（月）から 9 月 22 日（木）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
郵送による申込みは、必ず「簡易書留」とし、9 月 22 日（木）午後 5 時 15 分までの必着とします。

（※）注意事項

- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、

余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任を負いません。

- ・受験票は郵送でお届けします。受験日 4 日前までに到着しないときは次項の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、選考採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は、一切お返しいたしません。

【申込先及び問い合わせ先】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院事務部病院総務課 (Tel0595-41-0065)

【採用予定日】

令和 5 年 4 月 1 日

【勤務地】

〒518-0823 伊賀市四十九町 831 番地

伊賀市立上野総合市民病院

【勤務条件 (令和 4 年 4 月 1 日現在)】

◇ 初任給

大学卒 188,700 円、短大 3 卒 182,200 円

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、期末・勤勉手当 (4.3 ヶ月分 (採用初年度は採用日により異なる。))、地域手当 (給料・扶養手当の合計額の 3/100)、特殊勤務手当が支給されます。併せて、要件に該当する場合は、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

◇ 休暇

年次有給休暇として年間 20 日 (採用年は採用日により異なる。) が付与され、残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

【その他】

- 1 給与及び勤務条件は、伊賀市の条例及び規則に定めるところによります。
- 2 病院敷地内に託児施設があります。
- 3 採用内定前、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。

令和4年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書

受験職種	作業療法士
受験番号	(市記入欄)

写真
縦4cm
横3cm
申込日前3ヶ月以内に無背景、脱帽、上半身正面向きにて撮影した写真(裏面に氏名記入)を貼付

年 月 日現在 (すべて和暦で記載してください。)

フリガナ		性別(※1)	
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生 (満 歳)
フリガナ			
現住所	〒 -		TEL - -
	緊急連絡先(必ず記載してください。)		TEL - -
フリガナ			
連絡先(※2)	〒 -		TEL - -

※1 性別欄は、戸籍上の性別を記載してください。

※2 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記載してください。

学 歴 (中学校から順に最終学歴(在学中を含む。)まですべて記載のこと。)						
学 校 名	学部名	学科名	期 間		区 分	
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学
			年	月から	卒	年中退
			年	月まで	卒見	年在学

職 歴 (ある場合は古い順に現在の職まですべて記載のこと。(臨時職員・パートを含む。))

※ 同一グループ内での異動や、社名変更等による勤務先の変更については、その旨を記載してください。

勤 務 先	所在市町村	期 間	
		年	月から
		年	月まで
		年	月から
		年	月まで
		年	月から
		年	月まで
		年	月から
		年	月まで

免許資格等(自動車運転免許を含む。) ※受験資格に必要な免許資格等については、取得見込みも記載してください。

取 得 年 月 日	免 許 資 格 等 の 名 称
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

私は、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しません。また、申込書に記載したことは、事実と相違ありません。

氏名

(自署のこと。)

伊賀市告示第 201 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 4 年 8 月 23 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 名称

倉部区

2 規約に定める目的

次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、地域住民相互の連絡等良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

- (1) 回覧板の回付等会員相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等の環境の整備、改善に関する事。
- (3) 保健、衛生に関する事。
- (4) 防犯、防災、交通安全等に関する事。
- (5) 公民館等施設及びその他の保有財産の維持管理に関する事。
- (6) レクリエーション、伝統行事等の文化活動に関する事。
- (7) 各種機関、団体との連絡調整に関する事。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事。

3 区域

伊賀市柘植町倉部区の全域

4 主たる事務所

伊賀市柘植町 296 番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 菊地 邦夫

住所 伊賀市柘植町 468 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20第2号から第5号までに掲げる事由

9 認可年月日

令和4年8月5日

伊賀市告示第 202 号

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月24日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年伊賀市告示第190号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和4年8月31日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年8月24日から施行する。

伊賀市告示第 203 号

令和 4 年第 5 回伊賀市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和 4 年 8 月 25 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 4 年 9 月 1 日（木） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場